

記載例

2023年4月25日

申請者 事業者名：**経済産業株式会社**
 代表者氏名：**経産 太郎**
 発電設備名：**METI バイオマス発電所**
 発電設備の出力 (kW)：**1,000**
 運転開始予定日：**2026年10月1日**

バイオマス原料・燃料の調達及び使用計画書

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス原料・燃料の調達及び使用計画は下記のとおりです。

1. 使用原料の説明

原料名	都道府県・市町村名	原料の具体的内容	使用数量(t/年)	一般廃棄物・産業廃棄物区分 (廃棄物の場合)	一般廃棄物・産業廃棄物 処分業許可及び施設設置許可の要否 (注1)
家畜糞尿	A 県 〇〇市	酪農で発生した家畜糞尿	10,000 t	産業廃棄物	必要
家畜糞尿	A 県 〇〇市	養豚場で発生した家畜糞尿	1,000 t	産業廃棄物	必要
農業残渣	B 県 〇〇市	牧場で発生した敷料	1,000 t	一般廃棄物	必要
食品残渣	C 県 〇〇市	食品加工工場で発生した野菜くず	200 t	産業廃棄物	必要
食品残渣	A 県 〇〇市	飲食店で発生した厨芥類	200 t	産業廃棄物	必要
下水汚泥	A 県 〇〇市	下水処理後の発生汚泥	200 t	産業廃棄物	必要

(注1) 使用原料が原料納入時において「廃棄物」に該当する場合は、原料のメタン発酵処理に一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可及び施設設置許可を要するかどうかについて関係機関に確認し、当該許可が必要であれば、「一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可証(写)」を添付すること。

ただし、使用原料が原料納入時において「廃棄物」に該当する場合であっても、廃棄物処理法等により上記の許可が不要とされている場合は、当該許可が不要となる根拠を示す書面を添付する

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

こと。

なお、申請時点で一般廃棄物・産業廃棄物処分業許可証及び施設設置許可証を取得していない場合は、次の2つの書面を添付し申請すること。

- ①廃掃法上の誓約書
- ②申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可証及び許可証の取得に向けた対応状況

※事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）に記載例あり

使用原料が原料納入時において「廃棄物」に該当しない場合にはこれらの許可は不要となるが、廃棄物該当性について判断権者の判断・見解を確認する必要がある。原則として有償購入することを証する売買契約書等を添付し、当該原料の廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること。（判断権者は、産業廃棄物については各都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第27条に規定する市を含む。）の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市町村の廃棄物担当課です。）

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

2. 使用する原料の廃棄物該当性

原料発生時の廃棄物該当性の判断結果	<p>① 家畜糞尿・食品残渣・下水汚泥はいずれも産業廃棄物に該当すると判断された。</p> <p>② 農業残渣は一般廃棄物に該当すると判断された。</p>
原料納入時の廃棄物該当性の判断結果	<p>① 家畜糞尿・食品残渣・下水汚泥はいずれも原料納入時には有償で取引されるため有価物となり、廃棄物該当性なしと判断された。</p> <p>② 農業残渣は原料納入時においても廃棄物と判断された。</p>
廃掃法以外の法律に基づく廃棄物の該当性 (該当する場合のみ記載)	該当なし
確認先（自治体名・担当課名・電話番号・確認年月日等）	<p>① A 県△△課（役職）担当者名 電話番号：XXX-XXX-XXXX 確認日：2023年2月15日</p> <p>C 県△△課（役職）担当者名 電話番号：XXX-XXX-XXXX 確認日：2023年2月16日</p> <p>② B 県〇〇市△△課（役職）担当者名 電話番号：XXX-XXX-XXXX 確認日：2023年2月8日</p>
(廃棄物に該当する場合) 廃棄物処理業許可取得要否および廃棄物処理施設の設置許可取得要否の判断結果	<p>① 家畜糞尿・食品残渣・下水汚泥について 産業廃棄物処理業許可：必要 産業廃棄物施設設置許可：必要</p> <p>② 農業残渣について 一般廃棄物処理業許可：必要 一般廃棄物処理業許可：必要</p>

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

3. 使用原料・燃料

※以下に例示する（１）～（４）の項目のうち該当する項目を記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にない原料がある場合は、当該原料の項目を追加して記載すること。

（１）畜産業・農業・水産業廃棄物

原料名	年間使用数量 (t/年) (注2)	調達地域 (注3)	調達先	処理料（購入） 単価（円/t） (注4)	備考 (注5) (注6)
家畜糞尿	10,000 t	〇〇県 〇〇市	〇〇牧場	100 円	搾乳牛 300 頭 育成牛 100 頭
家畜糞尿	1,000 t	〇〇県 〇〇市	(株)〇〇養豚場	100 円	肥育豚 400 頭
農業残渣	1,000 t	〇〇県 〇〇市	〇〇牧場	80 円	敷材
計	12,000 t				

（２）食品廃棄物（注7）

原料名	年間使用数量 (t/年)(注2)	調達地域 (注3)	原料排出事業者	処理料（購入） 単価(円/t)	備考 (注8)
食品残渣	200 t	〇〇県 〇〇市	(株)〇〇食品加工セ ンター	10,000 円	報告対象
食品残渣	200 t	〇〇県 〇〇市	(株)〇〇〇〇	8,000 円	報告対象
計	400 t				

（３）下水汚泥

原料名	年間使用数量 (t/年)(注2)	調達地域 (注3)	調達先	処理料（購入） 単価(円/t)	備考
下水汚泥	200 t	〇〇県 〇〇市	〇〇下水処理場	0 円	

（４）メタン発酵ガス ※メタン発酵ガスを購入する場合（注9）

燃料名	年間使用数量 (Nm ³ /年)	調達事業者	購入単価 (円/Nm ³)	備考
メタン発酵ガス	80,000 Nm ³	××環境(株)	25 円	

（注2）素材（原料）生産者が複数にわたる場合は生産者ごとの調達予定数量を記載する。

農業・水産業及び食品廃棄物を原料とする場合は、使用数量を調達可能であることを証する書類（燃料安定調達書類等）及び説明書を別紙で添付すること。

（注3）市区町村単位で記載し、複数市区町村にわたる場合は全ての市町村について記載すること。

（注4）原料を購入して加工・処理する場合は、購入単価を（ ）書すること。以下の項目も同じとする。

（注5）原料が「家畜糞尿」である場合は、備考欄に家畜の種類及び飼養頭数を記載すること。

【メタン発酵ガス用（メタン発酵ガス購入の場合を含む）】

家畜の種類は、以下の分類のとおり記載すること。

乳用牛…搾乳牛、乾・未經産牛、育成牛 豚…繁殖豚、肥育豚

肉用牛…肉用牛（2歳以上）、肉用牛（2歳未満）、乳用・交雑種 鶏…採卵鶏、肉用鶏

（注6）原料が「農業残渣」である場合には、備考欄に当該バイオマス原料として使用する以前の状況を記載すること。

（注7）食品工場、薬品工場等の排出物を原料とする場合は、供給業者に留まらず発生する事業所までの原料の安定供給証明書・契約書等の書類を添付すること。

（注8）原料が食品リサイクル法第9条に規定する定期の報告の対象となっている場合には、備考欄に「報告対象」と記載すること。

（注9）メタン発酵ガスを購入する場合、メタン発酵ガス供給事業者との燃料安定供給証明書・売買契約書等の書類を添付すること。

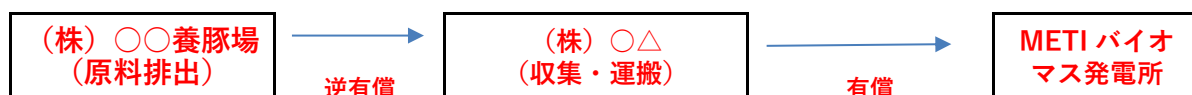
また、メタン発酵ガスの使用原料についても、必ず3.（1）～（3）の該当項目欄に記載すること。

4. バイオマス原料・燃料の入手ルート（発生源～発電所）

※以下に例示する（1）～（4）の項目のうち該当する項目について記載し、該当しない項目については削除すること。なお、例示にない項目の原料がある場合は、当該原料の項目を追加し記載すること。

（1）畜産業・農業・水産業廃棄物

① 家畜糞尿



② 農業残渣



(2) 食品廃棄物



(3) 下水汚泥



※下水道管を経由する場合はその旨を記載すること

(4) メタン発酵ガス ※メタン発酵ガスを購入する場合



(注10) 取引ルート各段階には原則として事業者名（会社等名）を記載するとともに、事業者が行う事業内容（例えば、「原料排出」、「収集・運搬」、「メタン発酵処理」など）を記載すること。

(注11) メタン発酵ガスを購入する場合は、メタン発酵ガスの使用原料についても、必ず4.(1)～(3)の該当する入手ルートに記載すること。

5. 発酵残渣 [消化液（固液分離する場合は固分、液分の両方）]の取扱いについて（堆肥・液肥利用、浄化処理等）

- ・発酵残渣は、固液分離の後、固形分は再生敷料として、液体（消化液）は品質の安定した肥料として、○○県○○市の畜産農家及び耕種農家の圃場（○ha、牧草、野菜農家）で利用する。なお、近隣農家への譲渡に当たっては、利用契約書を交わしており、○○県の肥料担当部局と関係法令について確認済み。
- ・発酵残渣は、○○法による浄化処理を行い、水質基準を遵守した上で、公共用水域へ放流する。浄化処理施設は、同じ敷地内に設置予定（別添資料参照）であり、放流に当たっては、○○県の環境部局と関係法令について確認済み。

(注12) 廃棄物処理する場合はその旨明記すること。

発酵残渣を肥料利用する場合には、圃場面積や作付け予定品目、譲渡する場合はその譲渡先の見込、関係法令の確認状況等についても記載すること。発酵残渣を戻し堆肥として利用する場合は、戻し堆肥として利用しない余剰分の堆肥の取り扱いについて上記に準じて記載すること。

発酵残渣を浄化放流する場合には、具体的な浄化処理方法や施設の概要、関係法令の確認状況等についても記載すること。

6. 発酵残渣以外の熱等の副生成物の処理又は利用法

発電時に発生する熱（温水）をメタンガス発酵槽の凍結防止に使用し、周年安定生産を可能とするとともに、施設内の機器の洗浄に利用する。

7. 事業円滑化のための地域社会に対する対応（事業推進方策等）

説明年月日：2023年4月10日

説明方法：近隣住民説明会開催

地域住民の反応：近隣河川・用水路の水質汚染についての懸念

対応策等：液肥として最大限活用する。排水については浄化処理を行う。

8. その他（特記事項等）

本書面の提出時に必要な添付書類

各書類の詳細・様式・記載内容等について、必ず事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）を確認すること。

- 安定供給証明書（売買契約書、覚書等）
- バイオマス比率計算書
- 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書＊
- バイオマス燃料調達に係る誓約書
- 燃料使用量記録表（運転月報等）＊

＊：使用燃料が単一の場合は不要

<廃棄物>

- ごみ組成分析実施予定書
- 廃掃法上の誓約書
- 廃掃法上の許可証又は許可証の取得に向けた状況